

Newsletter

税制抜本改革の動向 ～消費税率引上げ～

2012年3月30日に国会に提出されたいわゆる消費増税関連法案(以下、旧法案)は、数次にわたる与野党間の協議を経たのち、その内容が一部修正され、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案(以下、新法案)」等として、6月26日に衆議院において可決されました。新法案は、このあと参議院に送付され、延長された今通常国会会期末(9月8日)までに参議院において可決され成立する見込みです。新法案の主な内容は、以下の通りです。

1. 消費税

- ▶ 現行5%の税率は、2014年4月から8%(内、地方消費税1.7%)に、その後2015年10月から10%(内、地方消費税2.2%)に引き上げられます。
- ▶ 低所得者への配慮として、消費税率が8%となる時期から、暫定的かつ臨時的な措置として、「簡素な給付措置」が実施されます。

2. 所得税及び資産課税

- ▶ 旧法案において掲げられていた、所得税の最高税率の引上げや相続税の課税ベースの見直しなどの所得税・資産課税の改正項目は、新法案において削除されました。
- ▶ これらの改正項目については、今後検討を加え、その結果に基づいて、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずることが新法案附則において明記されています。

3. 景気弾力条項

- ▶ 新法案においても、消費税率の引上げ前に経済状況を総合的に勘案した上で引上げ施行の停止を含めた所要の措置を講ずる、という景気弾力条項が存置されています。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 tax.marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の15万2千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2012 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20120626-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。